

福彩支援ニュース 第30号

2020.8



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を！

次回期日(第31回)

▶ 専門家証人尋問 辻内琢也氏(早稲田大学教授)

原告側の質問時間が90分、国と東電の質問時間が65分

* 傍聴に参加される方は、
マスクの着用を
おねがいします。

2020年 9/2 (水) 13:30 開廷

★傍聴希望の方は、13:10までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

13:10より傍聴券が配布され、遅れた方は原則として入廷できません。

以降 **原告本人尋問** (1回の期日に4名から5名の原告が出廷する予定)

いずれも水曜日：午前10時30分から午後5時まで

(原告1世帯につき1時間ほど。11時半～13時に昼休みが入りますが、午後は休憩は入りません)

9月30日(水) / 11月11日(水) / 12月9日(水)

2021年 1月13日(水) / 2月24日(水) / 3月24日(水)

* 9月以降の期日も、新型コロナウイルスの影響で、傍聴席が3分の1ほどに制限されます。
また原告の親族・知人が傍聴に訪れた際は、優先して傍聴していただくため、場合によっては傍聴できない可能性があることをお含みください。



第30回期日(2020/7/8)報告

福彩支援事務局

いつもご支援をありがとうございます。7月8日の第30回期日の報告です。新型コロナウイルスの再拡大という状況にもかかわらず、17名の方が傍聴にご参加くださいました(コロナ禍で傍聴席は18名が定員)。

7月8日の第30回期日で行われた原告側弁護団の意見陳述は、第29回期日で展開された「段階的規制論」を否定する国側主張の矛盾を重ねて追及する内容でした。原子炉設置の是非が争点となった伊方原発最判

(=最高裁判決)では、原子炉の設置許可処分時の安全審査(前段規制)が問題となりますが、福島原発訴訟では、運転段階の安全審査(後段規制)が問題であり、科学的知見の進展によって新たに想定される危険に即応して具体的な対策を講じるよう適宜適切に事業者を規制する「段階的規制論」が焦点となります(この「段階的規制論」は、最高裁によって認定されているものです)。

国側主張は、性格のまったく異なる2つの規制を意図的に混同し、「許可処分の違法性を認定しない限り、津波対策を講じるよう規制権限を行使する義務は国にはない」と、責任放棄というべき反論を展開しています。さらに国側は、津波の到来を予見できたものの「確

立した知見ではなく、原発事故の発生が切迫していたとはいえない」「非常用電源を建屋で守る対策などを取っても事故は避けられなかった」と国の違法性を否定した2019年8月2日の名古屋地裁判決を引き合いに、自身の責任を否定しています。

しかし、伊方最高裁判決の趣旨は、「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」ため、最新の科学・技術水準への即応が求められる、というものです。原告側弁護団は、伊方最判の趣旨をねじまげ、規制権限の不作为を頼かむりしようとする国の姿勢を、重ねて厳しく追及しました。

閉廷後は、長時間の進行協議が行われ、10月19日に被災地での現地検証が行われることが決定しました。他の原発関連訴訟でも、現地検証が実現した裁判では原告側が勝訴しており、弁護団が現地検証を実現させたのは大きなポイントです。

そして9月2日の辻内琢也・早稲田大学教授による専門家証言。9月30日からほぼ毎月、6回にわたる原告本人尋問を経て、6～7月に結審。そして3ヶ月後の2020年秋に判決が出される、という見通しです。

9/2の専門家証人尋問に、この間、原発事故避難者の精神面のケアに取り組んで来られた早稲田大学人間科学学術院教授で医師の辻内琢也先生が証人に立たれます。先生を中心とした原発避難者支援団体が3月に集計した2019年度原発事故被害アンケート調査(5,925件送付/うち400件を先行集計)によれば、2017年の住宅支援打ち切りも相まって、避難者は転居を繰り返さざるを得ず、転居回数が4～6回の方が52.9%に。7～10回以上転居されている方は実に17.6%にも上ります。また、回答者の43.8%が経済的に困窮し3人に1人が年収200万円未満。重度のうつ・不安障害が疑われる方(K6得点が13点以上の方)が18%に上ります。

辻内先生はこうした状況を「福島型PTSD」と呼び、原発事故の直接の被害だけでなく、構造的な暴力と社会的虐待が追い打ちをかける現状を指摘します。国も県も、帰還しなければすべての援助や補助を打ち切る方針。転居を繰り返す中、不安定な生活条件と「福島から避難している」ということを言えない恐怖が、避難者を追い詰めています。辻内先生は2百数十ページ

におよぶ意見書を作成。「賠償だけでなく謝罪を」という避難者の思いを代弁される見込みです。

原告側弁護団は、2019年以降、国の責任を認めない判決が相次いでいることを念頭に(本号10ページ以下の活動報告を参照)、「巻き返し」の流れが強まっていることを懸念。引き続き「国の不作為」を追及し、気を引き締めて裁判に望むという決意が語られました。

裁判日程が立て込み、コロナ禍も拡大するなか、「福島原発さいたま訴訟を支援する会」の年次総会も、2020年は開催がむずかしくなっています。今年の方針と活動報告、決算報告を今号に掲載しますので、ご意見・ご質問がある方は、ぜひ事務局宛にお送りください。9月2日の第31回期日の後、報告集会和わせて参加できる方で年次総会を持ちたいと思っています(また同封の振込用紙にて会費の納入をお願いいたします)。ご支援をよろしくお願い申し上げます。

【次回期日】

★第31回期日 → **9月2日**(水)午後**1時30分**開廷

「公正な判決を求める署名」。コロナ禍の影響もありこの間滞っていましたが、現在、7,884筆(2020年8月1日付)が集まっています。ご協力ください。署名はこちらから。 → <http://fukusaishien.com/archives/549/>

代理人意見陳述

2020年7月8日 福彩訴訟第30回期日

平成26年(ワ)第501号ほか 損害賠償請求事件
原告 29世帯96名
被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

令和2年3月25日

さいたま地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉廣 慶子 外

1 本件の争点について

本件では、経済産業大臣が2002年長期評価に基づく津波予測に基づいて想定される津波が到来すれば原発の安全性を損なうおそれがあったのに、電力事業者に

対して適時・適切に津波対策を講じるよう規制権限を行使しなかったことが国賠法上の違法であるかが争点となっています。原告の主張は、2002年公表された長期評価の知見によれば、福島第一原発が「想定される津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」(技術基準省令62号4条1項)に該当し、技術基準に違反する状態であったにもかかわらず、国が技術基準適合命令を発しなかった規制権限不作為が違法であるというものです。その規制権限不作為の違法の判断枠組みとして最判の基準を適用すべきと主張しています。被告国はこれとは異なる枠組みで判断すべきと主張しています。

今回提出した第76準備書面は、下山憲司教授の意見書を紹介しつつ、本件において適用されるべき規制権限の不作為の違法の判断枠組みについての被告国の主張の問題点を論じたものになります。第76準備書面は、第56、58、68、69準備書面に続く内容となりますので、以下、これらで論じた主張にも適宜触れつつ、第76準備書面の概要を述べます。

2 「長期評価」による津波地震の想定によって、福島第一原発が「津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」(技術基準省令62号4条1項)に該当するに至ったか否かの判断

被告国は、本件に関する国賠法上の違法性を判断するにあたっては、これまで最高裁が、国に事業者の活動について規制権限を不作為しなかった結果市民が損害を受けた際の国賠請求訴訟で用いられてきた違法性判断枠組みではなく、原子炉の設置に反対する市民が起こした設置許可処分取消を求める行政訴訟(伊方原発設置許可処分取消訴訟)の判断規範を本件でも参考にすべきとしています。具体的には、i) 審査基準に合理性が認められない場合または、ii) 審査基準への適合性の判断過程に看過し難い過誤、欠落がある場合に限り、国の賠償責任を認めるべきとして、本件でも2段階の判断過程審査基準を適用し、規制庁に広範な裁量が認められるべきと主張しています。

しかし、被告国の主張は誤りです。上記伊方最判(=最高裁判決:以下同)の事案は、原子炉の設置を許可するという行政処分自体の取消を求める行政訴訟(事前審査)です。つまり、未だ周辺住民に損害は生じていないものの、当該原子炉の基本設計の安全性に問題が

あるから当該原子炉の基本設計を安全と判断して設置を許可した国の処分行為を取り消すべき、と言えるかどうか判断対象となる訴訟類型です。

これに対し本件は、国が原子炉の設置を許可したことの妥当性を問題にしているではありません。最高裁は、国が、原子炉の運転段階において、科学的知見の進展によって新たに想定される危険に即応して具体的な対策を講じるよう適時適切に事業者を規制する(後段規制)ことを前提として、設置許可段階では基本設計の安全審査のみで許可処分をなすことを是認しています(段階的規制論)。本件では、設置許可処分後の科学的知見の進展によって明らかになった、長期評価の知見により想定される津波による事故を防止するために、国がなんらの規制をしなかったことの責任が問われている後段規制の不作為の違法に関する事後審です。判断対象は、設置許可段階の基本設計の安全性ではなく、運転段階において行うべき安全対策(詳細設計)の具体的手法(建物や重要設備の水密化、高所設置等)です。

そもそも国賠訴訟と取消訴訟は、判断対象も場面設定も大きく異なる訴訟類型です。これまで最高裁は、規制庁の規制権限不作為の国賠法上の違法性を判断する判例を積み重ねていますが、当該事業の許可処分の適法性にかかる行政訴訟での判断枠組みとパラレルに検討したものではありません。

原子炉の設置許可処分時の安全審査(前段規制)の対象と、運転段階の安全審査(後段規制)の対象は、これまでの原発訴訟において厳然と峻別した議論が蓄積されています。それにもかかわらず、両者を区別せず同一のものであるかのように混合させ、運転段階の後段規制の不作為の違法性が問題となっている本件国賠訴訟において、設置許可処分時の安全審査(前段規制)の適法性審査の判断枠組みを本件で参考にするという被告国の主張は、これまで積み重ねてきた裁判例の考え方を無視したもので、合理性も必然性もありません。

本件同種事案の各地裁判決でも、行政訴訟における判断過程審査方式を採用されていません。その多くは、「長期評価」の知見に基づき津波想定を行えば福島第一原発の敷地高さを超える津波の到来が予見しえたこと、敷地を超えて浸水した場合、原子炉で全交流電源喪失事故が起こる危険性があることを被告らは事故前から認識していたこと、を判示しています。

福島第一原発は事故前から「想定される津波により

原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」(技術基準省令62号4条1項)に該当し、これに対する防護措置を採られていなかった以上、技術基準に適合しない状態であったことは明らかです。

3 「津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」において、規制権限行使が義務的なものとなるのは、地震想定を基礎づける知見が「通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見」による場合に限られるか。

次に、技術基準に適合せず、逸脱があったとしても、(経済産業大臣による)技術基準適合命令による権限行使が義務的なものになるのは、事故の想定が確立した通説的見解に基づく場合に限られるという見解の問題点について述べます。

この点、例えば名古屋地裁判決は、遅くとも2006(平成18)年には敷地高さを超える津波の襲来を予見できたとしつつも、その予見の根拠となる津波予測の精度・確度は高くはなく、敷地高さを超える津波の到来は切迫したものではなかったとして、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限であることを理由として、どのような規制をいつ行うのかは行政庁の専門的裁量に委ねられているなどとして、国の責任を否定しています。本訴訟で被告国は、第18準備書面においてこの判決を大きく引用、紹介しています。

しかし、「敷地高さを超える津波」が襲来した場合、全交流電源喪失となりうることは溢水勉強会での資料などからも当時合理的に推定されていました。敷地高を越える津波の到来は、重大事故に至り得る事象であり、原発の敷地が津波で水没するということは正に、クリフエッジ的な危機です。こうした全交流電源喪失事象を引き起こす敷地高(OP:小名浜湾平均海面+10M)を超える津波を福島第一原発立地地点にもたらす津波地震の発生確率は、長期評価によれば「今後30年以内で6%程度」と、非常に高いものでした。

伊方最判は、「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」ため、最新の科学・技術水準への即応が求められるとしています。巨大な危険を内包する原子炉施設の設置を求める事業者と、その危険な工作物(原子炉)の設置を許可しその安全性を維持すべく規制する国としては、原子炉事故により周辺住民に被害が及ばないように、極めて高度な安全注意義務が求められま

す。規制庁は「事前警戒・予防」の考え方により万が一にも事故が起きないように、科学的知見の進展に即時即応した規制を講じるよう求めた最判の適示は至極当然です。そして、確立した科学的知見(つまり基本的な知見)だけで原子炉を規制するのでは、科学的知見の進展に即時即応した原子炉の安全規制を行っているとは評価できません。原子力安全規制は、単に確立した科学的知見に基づいて安全規制を行うのでは足りず、国は客観的・合理的根拠のある科学的知見に対しても日々目を配り、先取的に安全規制に取り入れるべきことは、法の趣旨から当然です。(なお本件で被告国も、規制の根拠として確立した科学的知見であることが必要とは主張しておらず、長期評価の知見が「審議会等の検証に耐える程度の客観的かつ合理的根拠により裏付けられた知見だったと言えるかどうか」を問題としています。)

なお「長期評価」は被告国が全国の災害対策のために全国から多数の地震学者・津波学者を招聘し、長期間の審議を経て取りまとめている地震予測であり、長期評価の策定は現在まで行われている国の事業です。このように専門家が多数集まり審議の結果取りまとめられ、長期評価として公表された知見には客観性合理性が認められるところ、長期評価に基づき「想定される津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」、この技術基準不適合の状態を規制庁が黙認し、規制権限を行使しないという事態は、およそ法が許容するところではありません。

この点名古屋地裁判決は、「投資できる資金や人材が有限であることを理由として、経済産業大臣による規制権限行使が義務的となるのは、重大事故発生の「切迫性」が認められる場合に限ると判示しています。しかし、重大事故の発生が予見しえても、それが切迫するまで放置していてもよいとすれば、危険が切迫してから到来するまでの間に結果回避措置が講じえず、対策を講じられないまま原発事故による被害が発生するのを傍観するしかないことになりかねません。原子炉の安全規制の適法性の判断枠組みに切迫性の要件を容れるのは不当です。

確かに、例えば伝統的な警察規制の適法性審査においては、他の市民の権利侵害発生の「切迫性」が権限行使の適法要件とされています。これは、抽象的危険や治安維持を理由とした警察権の権力行使を許せば、警

察権の過剰行使によって市民の自由が不当に制約されてきた歴史的経緯を踏まえ、これを避けるため求められる判断要素であり、「切迫性」(必要性緊急性相当性)は、国家権力による市民の自由の過剰制限を防止するための要件として、警察権行使の適法性判断との関係においては適正です。しかし、警察行政による市民の権利制限の適法性審査と、原発の安全性維持のために付与された原子力規制庁の規制権限の適法性審査とを平行に論じることはできないのは当然です。電力事業者の経済活動により万が一にも原子炉の重大事故が発生し市民に被害が及ぶことがないよう、国に規制権限を付与した法の趣旨にかんがみれば、原子炉の安全規制の権限不行使の違法性を、警察規制の適法性判断枠組みと同様に判断することは到底できません。

4 長期評価公表後の国の不作為

本件で被告国は、長期評価の公表直後、保安院は国として「長期評価」が「確立した通説ではない」と判断し、規制上「長期評価」を考慮する必要がないと判断したと主張します。しかし、これを示す具体的事情として国が主張するのは、長期評価公表直後、保安院が東電に長期評価の知見を考慮した津波対策を検討することを提案したものの、東電から抵抗を受け、その後東電側から長期評価には異論もあると口頭報告を受け、一係員が「わかりました」と返事をしたと、それだけのエピソードに過ぎません。第56準備書面(20頁～)等でも述べた通り、この係員の発言をもとに被告国が組織として長期評価を考慮しなくてもよいと判断したという結論は導きえず、その他国が組織として長期評価は考慮しないと判断したことを裏付ける証拠は何も提出されていません。むしろ上記エピソードは、長期評価の公表直後、被告国が、長期評価の知見を規制に取り入れることを被告東電に提案したものの、それについて東電から抵抗されたため、そのまま放置していたことを直接的に示すものにすぎず、この国の規制権限不作為が、本件事故の直接の原因となったのです。

裁判所におかれては、万が一にも深刻な災害が起こらないよう、国の原子力安全規制には最新の科学・技術水準への即応が求められるとした伊方最判の趣旨を十分に踏まえ、原子力安全規制法制の趣旨、目的を正しく捉えた判断をなされることを期待いたします。

以上

現地進行協議行程の下見について

松浦 麻里沙(福島原発さいたま訴訟弁護団)

1 いつもご支援いただきありがとうございます。弁護団の松浦麻里沙です。

裁判官に原発被害を受けた土地を実際に見てもらうため、現地検証の申立をしていましたが、この度、10月19日に現地進行協議として実施することになりました。

詳しいルートなどはまだ決定していませんが、弁護団側から提案したルートの実際に係る時間などを確認するため、8月3日に下見に行ってきました。今回はその内容をご報告させていただきたいと思います。

2 朝9時に福島駅を出発します。大宮からは新幹線で1時間10分です。おそらく、10月19日の現地進行協議も、福島駅に集合という形になると思われます。

福島駅から1時間ほど東に向かい、飯館村にある原告のお宅を伺いました。ご自宅へ戻ることができず、庭や家の周りには草木が茂っていました。事故から9年以上が経過した現在でも、草が生い茂った場所の線量は高めでした。

さらに30分ほど東へ行き、南相馬市へ行きました。南相馬市役所の付近は人通りもあり、一見普通の街並みです。ただ、「環境省 除去土壌等運搬車」というシートを張り付けたトラックと頻りにすれ違い、原発事故が現在も続いていることを、改めて実感しました。

南相馬市内の原告のお宅に伺いました。家の裏手の草地や玄関横の地面など、放射線量の高い箇所がところどころありました。このような、子どもが走り回ったり、いじって遊んだりする箇所で放射線量が高いと、小さなお子さんを育てる世帯が生活するには不安があると感じました。また、近隣のお宅も何軒か見えましたが、戻ってきているお宅は少なく、事故前と比べて、地域の人通りがとても少なくなったそうです。

その後30分ほど南下し、浪江町の原告のお宅に伺いました。建物は既に解体し、土地のみとなっていました。事故前は、整備された区画に家が並ぶ住宅街だったのですが、ほとんどの家が解体され、残っている家は数件で、その数件も解体予定の様子でした。わず



▲浪江町にある原告のお宅周辺、住宅街だった

かに残った塀などが、ここに住宅が並んでいたのを感じさせます。ここにたくさんの方が住んでいたのだと思うと、やり切れない気持ちになりました。

3 同じく浪江市内で、お昼休憩を取りました。お昼は、ご当地グルメの祭典「B-1グランプリ」で何度も賞を獲得した「なみえ焼きそば」をいただきました。うどんのように太い面にソースが絡み、大きな豚肉が乗っています。その上に一味唐辛子を振りかけて食べ



ます。麺にはもやしがたくさん入っていて、見た目よりもヘルシーです。スパイシーでとてもおいしかったです。

4 午後はさらに南下し、双葉町の原告のご自宅にうかがいました。津波で1メートル以上浸水したというご自宅は、その後帰宅ができないため、津波のダメージを回復できないまま荒れてしまい、天井が落ちたり、床がもろくなったりしていました。事故後間もなく、泥棒にも入られてしまったそうです。原発事故がなければ、早い段階で自宅へ戻り、片付けや修繕をすれば元通りに生活できたのにと考えると、無念です。

この後は、帰還困難区域に行くことになります。スクリーニング場で防護服に着替え、靴カバーや手袋を装着し、同じく双葉町の、こちらは帰還困難区域内にある原告のお宅へ伺いました。こちらのお宅の前では、線量計を立ったまま持った状態で、3.0マイクロシーベルト毎時を計測しました(国の安全基準値は毎時0.23マイクロシーベルト/時)。事故後9年以上が経っていても、線量計の警告音が鳴りやまないほどの放射線量があるのです。原発事故の恐ろしさを、心底感じました。立ち会ってくださった原告の方も、ここに来るのは最後になるかもしれないと、とても悲しそうにお話ししていました。

また、帰還困難区域の外では高いフェンスに囲まれて隠されていたフレコンバックの山が、帰還困難区域の中ではフェンスで囲まれることもなく野ざらしで大量に置かれていました。田んぼや畑だった場所がこのように変わってしまった姿は、地元の方にはとても苦しいと思います。

その後、大熊町の側から中間貯蔵施設の周辺へ向かい、見て回りました。中間貯蔵施設へ向かう道は大型トラックしか通らず、威圧感があります。フレコンバックを積んだトラックが列をなして敷地へ入っていく様子は、心が冷えるようでした。

その後は、富岡町にある原告のお宅にうかがいました。行くまでの道中では、国道から分岐するすべての道がゲートでおおわれている街並みに圧倒されます。こちらの原告のお宅では、家の前までアスファルトで舗装されており、さほど草木が生い茂っているわけでもないのに、地面近くの数値で4.42マイクロシーベ



▲帰還困難区域に野ざらしで置かれているフレコンバック

ルト毎時を記録しました。この日、私たちが計測した中で最も高い線量でした。

さらに、JR常磐線の駅である夜の森駅へ向かいました。行く途中に桜並木があるのですが、この通りは除染を行っており、桜が咲いた時期には多くの人が見に来たそうです。ただ、除染をしたのはその通りから夜の森駅周辺のみであるため、通りのすぐ横のお宅には全てフェンスが設置され、入れないようになっていました。きれいに整備された駅周辺と、フェンスで封鎖された荒れた建物との対比が辛かったです。

そして、福島第二原発付近のスクリーニング場でスクリーニングを受け、防護服を脱ぎました。スクリーニング場では、靴の裏側、車のタイヤの放射線量を図ります。やはり、土や草木に直接触れる部分の線量をきちんと計測するようです。防護服も大事ですが、靴カバーをしっかりすることが大事だと感じました。

スクリーニング場を出たのが16時25分。下見の行程は終わりです。裁判所の手続では、17時までに終わる必要があるのですが、ちょうどよい時間でした。私た

ちは、その後にミーティングをし、埼玉に戻ってきたのは午後9時すぎでした。

5 この下見の結果を受けて、現地進行協議の時間割や道順を特定し、裁判所に行程を提案しました。

一方で裁判所も、独自にルートを検討をしているようです。東京電力も、帰還困難区域へ行くのは時間がないから省略すべきであるなどの意見を出してきます。

8月に行われる進行協議で、これらの点を話し合い、正式なルートが決まる予定です。

10月19日の手続は非公開で行われるため、申し訳ありませんが、傍聴や見学をすることはできません。実施されましたら、改めてご報告させていただきたいと思います。

今後とも、ご支援を下さいますよう、よろしくお願いいたします。

福彩訴訟——いよいよ大詰めの時期に

北浦恵美(福島原発さいたま訴訟を支援する会代表)

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月の第1回期日から6年が経ち、原発事故発生からは、9年と4か月。次回9月2日午後2時より専門家証人期日となる、第31回目の期日を迎えます。

さいたま訴訟でもいよいよ大詰めの時期を迎えました。この間、先行する各地での訴訟等での国や東電の主張や裁判所の判決などを踏まえての、丁寧な主張を行ってきましたが、これからは、いよいよ立証段階に入ります。

まずは、次回9月2日、精神科医でもあり、原発事故以降ずっと避難者に寄り添い、詳細なアンケートを実施すること等により、その被害の実情を示し続けてきた辻内琢也さんの専門家証人尋問から始まります。すでに大部の意見書を提出されています。

この尋問により、原告の方々の被害の実情、突然に襲い掛かった、家族や地域と共にあった生活を根底から奪われるという誰も経験したことのない、未曾有の被害が、どんなに大きな影響を及ぼし続けているか、ということが明らかになるでしょう。

その後、11月11日/12月9日/1月13日/2月24日/3月24日、いずれも午前10時30分から午後5時まで、确实4名から5名の原告の方々それぞれが、自身の被害について自ら尋問に答える原告本人尋問が始まります。

被害回復がなされないまま9年が経ち、避難を余儀なくされている被害者の皆さんの声がかき消されようとしています。「帰りたい。けど帰れないんだ。」この言葉に込められたいくつもの、無念。私たちは決して忘れてはなりません。被害者の言葉にこそ、真実があります。その言葉に耳を傾けることでしか、これからの未来は築けません。

コロナ禍の中で、傍聴席は限られたものとなってしまっていますが、ぜひ、法廷までおいでいただき、原告の皆さんを応援してください。

また、尋問等と並行して、これまでずっと求め続けてきた現地での進行協議が実施されることとなります。

た。裁判官が実際に現地を見て、ふるさとに帰れない無念さ、原発事故によって、変わってしまった状況などを実感するまたとない機会となります。

これらの正念場、原告の皆さんと共に、今後、ますます、「傍聴席を満席にする」という支援する会として一番大切な役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をお願いいたします。

原告の皆さんと弁護士と共に、満席の傍聴席から、この裁判を見守っていきましょう。

訴訟提起から6年という月日が経ちました。毎回の期日の際に、変わらず足を運んでくださる支援の会の皆様に本当に勇気づけられます。

どうぞ、この正念場、より一層のご支援を心からお願いいたします。

裁判所に公正な判決を求める署名は、現在7,884名集まっています。目標の1万まであと少しです。改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。



2020年度福彩支援・年次総会のお知らせ

* 2014年6月(福彩訴訟第1回期日)に初めての総会を持った経緯から、毎年6月以降にずれ込んでの年次総会となっています。今年はコロナ禍の影響で9/2となりました。ご了承ください。

☞ 福島原発さいたま訴訟を支援する会総会

- 1) 2019 年度活動報告
- 2) 会計報告・会計監査報告
- 3) 2020 年度活動方針

【2020年度・福彩支援活動方針】(昨年度方針を継続)

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。
毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 役員 (2020/9/2)

代 表 北浦 恵美
 会 計 内田 ちか・森 斌
 会計監査 前田 妙子
 運営委員 愛甲 裕・猪俣 正
 (50音順) 岡本 卓大・井草 志乃
 桂川 潤・川村 由香
 小林 哲彦・前田 俊宜
 松浦麻里沙・湯澤 安治
 吉廣 慶子



福島原発さいたま訴訟を支援する会 決算報告

2019.7.01～2020.6.30

収入

項 目	金 額
前年度繰越	664,375
会費	115,000
カンパ	158,500
その他(蓮池講演会・預金利子・他)	30,003
合計	967,878

支出

項 目	金 額
ニュース発行(No. 25～29)	124,598
裁判資料作成(26～29回)	3,899
通信費	46,396
講演会準備・展示会	42,618
渉外費	5,000
その他(懇親会茶菓子等)	7,354
合計	229,865

残額:967,878 - 229,865 = 738,013 は次年度に繰越します

上記のとおり報告致します。

2020年7月1日

代 表 北浦 恵美

会 計 内田 ちか・森 斌

上記決算報告について、適正な執行であることを認めます。

2020年7月1日

会計監査 前田 妙子

福島原発さいたま訴訟を支援する会 会員

2020.7.1 現在 214名

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	22名
神奈川県	6名
千葉県・長崎県	各2名
大阪府・福島県・群馬県	各1名
埼玉県	179名
さいたま市	72名
所沢市	32名
久喜市	11名
川越市	9名
三郷市	7名
新座市	5名
川口市・上尾市・加須	各4名
越谷市・秩父市・春日部市	各3名
志木市・北本市・戸田市	各2名
和光市・ふじみの市・飯能市・蕨市・入間市・吉川市 羽生市・蓮田市・草加市・熊谷市 朝霞市・三芳町 伊奈町・長瀨町・寄居町・皆野町	各1名

福彩訴訟の経緯と活動報告 (2020/9/2現在)

2014—2017

2014/3/10 福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どり、損害賠償請求訴訟(福島原発さいたま訴訟/略称:福彩訴訟)をさいたま地裁に提訴。

2014/5/21 福井地裁、大飯原発3,4号機の運転差し止め命令。

2014/6/18 さいたま地裁101号法廷(脇由紀裁判長)にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。「福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)」結成集会。以降、期日後に裁判の進行状況や関連情報を伝える「福彩支援ニュース」を発行。

2015/1/19 福彩訴訟・第2次追加提訴

2015/8/25 福彩訴訟・第3次追加提訴

2016/1/27 福彩訴訟・第9回口頭弁論
「津波高15m超は想定外」と主張する東電が、じつは2008年時点で「津波対策は不可避」と想定していた内部文書を、原告弁護団が入手し公開。対応を先送りした東電の重過失が明るみに。

2016/12/13 福彩訴訟・第4次追加提訴

2017/3/31 福島県が自主避難者への住宅支援を一時的に打ち切り。支援継続を求めて87,000人が署名。国家公務員宿舎に避難している世帯は一定の家賃を払うことを条件に、2019年3月末まで2年間の延長が認められる。

2017/5/24 福彩訴訟・第16回口頭弁論
→裁判長が脇由紀氏から岡部純子氏に交代

2017/7/19 福彩訴訟・第17回口頭弁論
「弁論更新」となったこの期日で、国と東電がはじめて口頭で意見陳述を行い、「原告らの主張には理由がない」と強調。

2018

2018/12/31 2018年末時点で、福島県からの避難者が首都圏で22,193人、埼玉県内で3,508名。

2019

2019/1/15 福彩支援ニュース第23号を発行

2019/2/22 福島原発かながわ訴訟(原告数175人)、横浜地

裁は国・東電の責任を認め、原告152人に対して4億2千万円の支払いを命じる(賠償請求額は、総額約54億円)。村田弘・原告団長は「6~7分咲」との感想。原告・被告とも控訴へ。

2019/1/30 福彩訴訟・第24回口頭弁論。原告側弁護団が、「民間の土木学会の一見解に過ぎない津波評価技術を、正当かつ合理的とする国・東電の主張は失当である」と意見陳述。
→開廷前に、第13回原告交流会を開催

2019/2/17 シンポジウム「いま語らなければ。福島」開催。パネリストに除本理史さん(大阪市立大学大学院教授)、吉田千亜さん(フリーライター)、福島原発さいたま訴訟原告側弁護団が登壇。

2019/3/14 千葉地裁判決(原告数19人)。津波の予見可能性は認定するも国の責任を認めず。

2019/4/15 福彩支援ニュース第24号を発行。

2019/4/24 福彩訴訟・第25回口頭弁論
原告側弁護団、2002年に策定された政府の地震予測「長期評価」に沿って東電への規制権限を行使しなかった失当を迫り。土壌汚染による避難の相当性に合理性があることを陳述。
*この期日で、原告の個別損害準備書面がすべて提出される。
→開廷前に、第14回原告交流会を開催

2019/6/7 福島県、東京、埼玉など4都県の国家公務員宿舎に4月以降も居住する東京電力福島第1原発事故の自主避難世帯に対し、家賃の2倍に相当する「損害金」を請求する方針を固める。

2019/6/12 原子力規制委員会、対テロ施設が期日までに完成しない原発に運転停止命令を出す方針を決定。九州電力・川内原発1号機が、2020年3月に運転停止となる。

2019/7/5 福彩支援ニュース第25号を発行

2019/7/17 福彩訴訟・第26回口頭弁論
原告側弁護団、「長期評価」に基づき「建屋の水密化」等の対策を講じていけば、全電源喪失と原発事故は回避できたはず、と主張。→閉廷後に、2019年度福彩支援年次総会

2019/8/2 名古屋地裁判決(原告128人)。津波の予見可能性は認定し、東電に対し、原告109人に計約9680万円の支払いを命じる一方、国の責任を否定。

桃崎剛裁判長は判決理由で、国は海拔10メートルを上回る津波の到来を予見できたものの、「投資できる資金や人材は有限である」「確立した知見ではなく、原発事故の発生が切迫していたとはいえない」と指摘。非常用電源を建屋で守る対策などを取っても事故は避けられなかったとして、違法性を否定。

2019/9/19 市民からなる検察審査会が東電幹部を強制起訴した「福島原発刑事訴訟」の判決言渡し。東京地裁にて。東京地裁は、「旧経営陣3人が巨大な津波の発生を予測できる可能性があったとは認められない」として、3人全員に無罪を宣告。

2019/9/13 自主避難者の課題について問われた就任直後の田中徳復興大臣が「直接の当事者でない復興庁としてはなかなか具体的なコメントをこの場で申し上げることは差し控えたい」と当事者意識をまったく欠いた発言。

2019/9/19 福彩支援ニュース第26号を発行

2019/10/9 福彩訴訟・第27回口頭弁論

原告側が、「復興が順調に進んでいる」などとする、実態とかけ離れた東電主張への反論を陳述。

2019/12/4 福彩支援ニュース第27号を発行

2019/12/17 山形地裁判決。現状の賠償基準を超える額の慰謝料を認めず、原告730名のほとんどの訴えを退けたうえで、東京電力に対し原告5人に合わせて44万円の賠償を命じ、国の責任は認めず。

2019/12/25 福彩訴訟・第28回口頭弁論

原告側弁護士、東電より支払われた慰謝料額はきわめて不十分であり、本件訴訟で求めているのは、精神的苦痛や取り返しのつかない無形の価値への「慰謝料」であり、既払いの金額とは性質が異なることを陳述。

2020.....

2020/1/21 福彩支援ニュース第28号を発行

2020/2/19 福島・中通り原発集団訴訟(被告は東電のみ/原告数52名)、福島地裁、東電に計約1203万円の支払いを命じる。

2020/3/1 辻内琢也・早稲田大学教授を迎え、講演会「九年の痛み」の開催を準備するも、コロナ禍の拡大で中止に。以降、各地の原発賠償訴訟でも日程に大きな影響が。

2020/3/10 札幌地裁判決(原告数253人)。国の責任を認め、賠償を命じる。国と東京電力に総額5290万円余りの賠償を命ずる。原告側は控訴。

2020/3/10 福島 富岡町 避難指示を一部解除 JR常磐線は14日全線再開

2020/3/12 原発事故被害者による集団訴訟で、初の高裁判決(被告は東電のみ/原告数216人)。仙台高裁での「福島原発避難者訴訟」(第1陣)は、一審判決に比べて仙台高裁が総

額約1億2000万円を上積み。原告団長の早川篤雄さんは「良心的な判決」と歓迎。東京電力に対し、上告せずに判決を受け入れるよう申し入れ。

2020/3/17 南相馬市小高区・原町区からの避難者による「小高に生きる訴訟」。被告は東電。東京高裁で判決は、認容総額を一審(東京地裁)の3分の1に減額。

2020/3/25 福彩訴訟・第29回口頭弁論

原告側、国自身が展開し、最高裁判決でも認められた原発の「段階的規制論」を否定する国側主張の矛盾を追及。また、復興からほど遠い被災自治体の現状を陳述。

2020/3/28 除染土再生利用に向けた法令改正。パブリックコメント等の「時期尚早」指摘相次ぎ見送り。

2020年/3月末 双葉町と大熊町を除く帰還困難区域からの避難者に対する住宅の無償提供が終了。211世帯(9%)は住宅確保の見通しが立っていない。

2020/5/25 東京電力福島第一原子力発電所で増えるトリチウムなどを含む水の扱いについて、一般意見募集の期限を延長。専門家は広く国民的な議論を経て決定すべきと指摘。

2020/6/4 政府、原発事故の避難指示について要件満たせば除染せずに解除を検討。

2020/6/17 福彩支援ニュース第29号を発行

2020/6/19 震災支援ネットワーク埼玉(SSN/代表:猪股正弁護士)と早稲田大学災害復興医療人類学研究所(WIMA/所長:辻内琢也教授)。2019年度首都圏避難者状況調査分析結果に基づいて、内閣総理大臣と復興庁へ宛て「引き続き原発避難者の苦難を直視した継続的かつ実効的支援を求める要望書」を共同で提出。

2020/6/24 原発避難者九州訴訟判決(原告数53人)。津波の予見性があったと認めつつ「信頼性が高いものとは評価されていなかった」「切迫した危険性を認識することは困難で、被害の予見可能性の程度は低かった」などと国の責任を否定。東電に490万円の賠償命令。

全国で約30件起こされている同種訴訟で16件目の地裁判決。いずれも東電に賠償を命じている。うち12件で問うた国の責任を認めなかったのは5件目。原告側は控訴の方針。

2020/7/8 福彩訴訟・第30回口頭弁論

原子炉の設置許可処分時の安全審査(前段規制)と、運転段階の安全審査(後段規制)を意図的に混同し、規制権限の不行使を正当化しようとする国側を追及。

2020/8/7 福島県飯館村で行われている、農地での汚染土の再利用を確かめる実証事業で、環境省は覆土なしで汚染

土で野菜を育て、安全性に問題を確認する方針を非公開で決定していたことが判明。政府は除染作業で取り除いた汚染土1400万立法メートルを処理しきれないとして、全国の農地や道路に使う計画を進めている。

2020/8/11 ふるさと喪失・宮城原告団(34世帯83名)判決。仙台地裁は東電に1.4億円の賠償を命ずるも、国に対しては「長期評価」に基づいて対策を命じても事故は防げなかったとして、責任を認めず。東電と国を被告とした裁判で国の責任が否定された判決は6件目。

2020/8/18 福彩支援ニュース第30号を発行

2020/9/2 福彩訴訟・第31回口頭弁論

専門家証人尋問。原発事故避難者の精神面のケアに取り組んで来られた早稲田大学人間科学学術院教授で医師の辻内琢也先生が証人として出廷。

→ 閉廷後に、2020年度福彩支援年次総会

原告数は29世帯96名(避難区域内17世帯/区域外12世帯)

福彩支援会員数は214名、2016年4月に開始した「公正な判決を求める署名」が7,884筆(2020年8月1日時点)

2020/9/30 福彩訴訟原告本人尋問 → 第1回

2020/10/19 福島原発さいたま訴訟、現地進行協議

2020/11/11 福彩訴訟原告本人尋問 → 第2回

2020/11/18 福島原発被害南相馬原告団判決(いわき地裁)

2020/12/9 福彩訴訟原告本人尋問 → 第3回

2021

2020/3月 福島第一原発事故の損害賠償請求権は、特別な法律で、「損害および加害者を知った時から10年」は消滅しないとされる。そのため2021年3月以降に時効が完成される可能性があるが、訴訟が提訴されている場合は、訴訟終了まで時効は消滅しない。

*新型コロナウイルスの感染拡大は、各地の原発損害賠償訴訟の日程に影響しているだけでなく、日本の社会保障の脆弱さを浮き彫りにしています。発事故による避難の長期化、住宅提供等の公的支援打ち切り等に苦しむ原発事故被害者にコロナ災害が重なり、さらに追い打ちをかけているのが現状です。震災支援ネットワーク埼玉(SSN)と早稲田大学災害復興医療人類学研究所(WIMA)が6月19日に内閣総理大臣と復興庁に提出した要望書では「原発避難者の苦難を社会全体で共有し、その苦痛をなくしていく真摯な努力」が強く訴えられています。原発事故とその被害は過去のことではなく、現在進行形であることをあらためて痛感します。(福彩支援事務局)

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人(50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

* 吉廣慶子(みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582